積　算　例

※世帯員の基準総所得2,500,000円で固定資産税税額100,000円、被保険者数４人の世帯の場合の積算例

例１　世帯に１人も介護２号被保険者がいない場合

【医療分】
《所得割》2,500,000円× 6.71%＝167,750円･･･①
《資産割》100,000円×42.27%＝ 42,270円･･･②
《均等割》21,400円×　4名＝ 85,600円･･･③
《世帯割》（１世帯当たり）32,800円･･･④
①＋②＋③＋④＝328,420円･･･⑤

【後期支援分】
《所得割》2,500,000円× 1.40%＝ 35,000円･･･Ⓐ
《資産割》100,000円× 9.30%＝ 9,300円･･･Ⓑ
《均等割》4,800円×　４名＝ 19,200円･･･Ⓒ
《世帯割》（１世帯当たり）7,800円･･･Ⓓ
Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ＋Ⓓ＝ 71,300円･･･Ⓔ

例１）　合計　⑤ ＋ Ⓔ ＝ 399,700円（100円未満切り捨て）

例２　世帯に介護２号被保険者（40歳～64歳）と１号（65歳～74歳）が各１人いる場合

【医療分】
《所得割》2,500,000円× 6.71%＝167,750円･･･①
《資産割》100,000円×42.27%＝ 42,270円･･･②
《均等割》21,400円×　4名＝ 85,600円･･･③
《世帯割》（１世帯当たり）32,800円･･･④
①＋②＋③＋④＝328,420円･･･⑤

【後期支援分】
《所得割》2,500,000円× 1.40%＝ 35,000円･･･Ⓐ
《資産割》100,000円× 9.30%＝ 9,300円･･･Ⓑ
《均等割》4,800円×　４名＝ 19,200円･･･Ⓒ
《世帯割》（１世帯当たり）7,800円･･･Ⓓ
Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ＋Ⓓ＝ 71,300円･･･Ⓔ

【介護納付分】
《所得割》2,500,000円× 1.25%＝ 31,250円･･･ア
《資産割》100,000円×42.27%＝ 10,500円･･･イ
《均等割》7,000円×　１名＝ 7,000円･･･ウ
《世帯割》（１世帯当たり） 7,100円･･･エ
ア＋イ＋ウ＋エ＝ 55,850円･･･オ

例２）　合計　⑤ ＋ Ⓔ ＋ オ ＝ 455,500円（100円未満切り捨て）

※65歳以上の方は、介護保険料として別に賦課されます。
※介護納付分の均等割における人数は40歳～64歳までの方です。

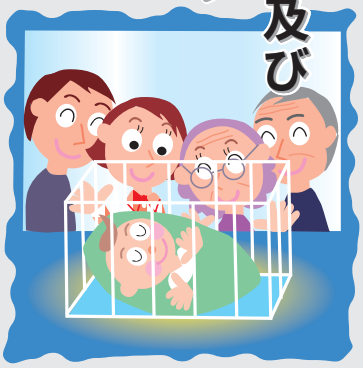
出産育児一時金の支給額及び支給方法が変更になります

支給額の改正

平成21年10月１日から平成23年３月31日までの出産に係る国民健康保険の出産育児一時金の額が現在の「35万円（産科医療補償制度加入の医療機関等で出産した場合は更に３万円を加算し38万円）」に４万円を加え「39万円（42万円）」とする改正がおこなわれました。

支給方法の変更

国民健康保険における出産育児一時金の支給方法については、出産に係る費用を医療機関等へ精算した後に領収書など関係書類を添えて申請し、後日、指定の銀行等口座に振り込みをする方法（代理受理制度によるものを除く）となっておりましたが、平成21年10月以降は、一般の医療費支払と同様に医療機関等の窓口で、出産育児一時金額を上限に精算されることとなります。



平成21年10月以降の出産育児一時金の支給方法

被保険者

- 出産費用の額が出産育児一時金より低い場合 → 医療機関等への支払額は発生しません。出産育児一時金の額から出産費用額を差し引いた残額を役場へ申請してください。
- 後日、指定口座へ振り込みとなります。
- 出産費用の額が出産育児一時金より高い場合 → 医療機関等への支払額は出産費用から出産育児一時金の額を差し引いた残額となります。